

法律第四十二号（平一八・五・二四）

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律

電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「平成十八年五月三十一日」を「平成二十三年五月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

（総務・財務・内閣総理大臣署名）